

別表（第3条関係）

対象活動	具体的な活動内容	対象経費	算定基準額（円）
(1) 青少年問題に関する啓発に関する活動	街頭啓発	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料	1回あたりの限度額 100,000円
(2) 青少年の指導及び相談に関する活動	夜間巡視(指導ルーム)	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料	1回あたりの限度額 25,000円
(3) 地域における青少年健全育成活動に関すること	青少年の健全育成の推進に資する内容を含む地域コミュニティ活動で区長が認める活動	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料 会費	1回あたりの限度額 100,000円
(4) その他区長が定める活動	研修会の開催など青少年の健全育成の推進に資すると区長が認める活動	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料 会費	1回あたりの限度額 100,000円